平成２７年（フ）第１３号
福岡県直方市知古１丁目１番15号
破産者　有限会社新宮産業
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２９８号
埼玉県桶川市下日出谷142－１　グランディールポア501、住民票上の住所千葉県船橋市七林町437番地30
破産者　宍倉　　仁
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
岐阜市市橋３丁目１番21―501号　サクセスビル
破産者　和風レストランみゆきこと　大澤　耕治
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４８４５号
大阪市平野区加美北１―10―19―104、住民票上の住所大阪市平野区加美東４丁目７番７号
破産者　山脇　　進
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７５号
大阪市中央区西心斎橋１－５－12　心斎橋アーバンライフ906号室、住民票上の住所大阪府河内長野市栄町１番７号
破産者　仲谷　嘉晃
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９３号
大阪市東成区大今里南６丁目25番13号、前住所大阪府東大阪市御厨中２丁目２番13号　Ｆｒｉｅｎｄｓ　24　Ａ202号
破産者　星野　弥生
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１号
大阪府和泉市鶴山台４丁目16番２号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目21番32号
破産者　原田　房代
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
大阪府岸和田市上松町511―242、住民票上の住所大阪府岸和田市南上町２丁目14番３号
破産者　ライフマートポエムこと　福井　智明
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福岡県飯塚市横田516番地６　ラグエクリュＣ―15号、住民票上の住所福岡県飯塚市潤野1286番地13
破産者　明星　るみ（旧姓小堺）
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１６２４号
札幌市白石区北郷４条８丁目１番23号　グレーハイム102号
破産者　西澤　　正
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
宮城県登米市迫町佐沼字小金丁41番地１
破産者　西尾　清惠
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第７５号
栃木県栃木市大平町西水代2754番地５
破産者　国分　直男
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１２３７号
さいたま市浦和区神明１－８―25　ハイツ赤沼１―103、住民票上の住所さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層１―1006
破産者　吉竹　　守
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県久喜市栗原１丁目11番地８
破産者　松本　　昭
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
さいたま市大宮区桜木町４丁目305番地　第五メゾン稲垣202
破産者　野尻　孝一
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
埼玉県戸田市大字新曽771番地の２　オーシーハイム戸田206号室
破産者　鎌田　義雄
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
静岡市葵区新伝馬３丁目15番20号
破産者　阿部川敏博
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部